

2014年5月12日

LEC書籍をご利用いただきましてありがとうございます。

『2014年版 出る順行政書士 ウォーク問 過去問題集 ① 法令編』第1刷の記載につきまして訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

GD08385 『2014年版 出る順行政書士 ウォーク問 過去問題集 ① 法令編』 第1刷

(p. 55) **問15 肢5 【解説】**

るとしている(エホバの証人剣道受講拒否事件/最判平)
↓(訂正)

ととしている(エホバの証人剣道受講拒否事件/最判平)

(p. 277) **問105 オ 【問題】**

オ Aが、Bとの間の上地賃貸借契約に基づいて乙建物を建て、Cとの
↓(訂正)

オ Aが、Bとの間の土地賃貸借契約に基づいて乙建物を建て、Cとの

(p. 376) **問147 【解説】**

……うことを定めているが、国の義務は右の……義務にとどま
↓(訂正)

……を負うことを定めているが、国の義務は右の……義務にとどま

(p. 423) **問167 肢5 【解説】**

するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のためのための
↓(訂正)

するためなど、犯則事件の調査あるいは捜査のための

(p. 516) **問209 【解説】**

とを知った日」というの、告示があった日をいうと解するのが
↓(訂正)

とを知った日」というのは、告示があった日をいうと解するのが

(p. 518) **問210 【解説】**

(合格講座講義録) 【行政法】第2編 第1章 3 審理手続
↓(訂正)

(合格講座講義録) 【行政法】第2編 第1章 3 不服申立ての審理

(p. 520) **問 211** 【解説】 (p. 522) **問 212** 【解説】

(合格講座講義録) 【行政法】第2編 第1章	4	執行停止制度
↓ (訂正)		
(合格講座講義録) 【行政法】第2編 第1章	5	執行停止制度

(p. 524) **問213** 【解説】 (p. 526) **問214** 【解説】

(合格講座講義録) 【行政法】第2編 第1章	6	裁決・決定
↓ (訂正)		
(合格講座講義録) 【行政法】第2編 第1章	4	不服申立てに対する裁決・決定

(p. 542) **問222** **ウ** 【解説】

ウ 抗告訴訟にあたらぬ <u>行政行為の有効・無効を前提とする公法上の法律関係の確認訴訟は、実質的当事者訴訟(4条後段)に当たる。</u>
↓ (訂正)

ウ 抗告訴訟にあたらぬ <u>この訴訟は、争点訴訟(45条)に当たる。「争点訴訟」とは、私法上の法律関係に関する訴訟(民事訴訟)において、行政庁の処分もしくは裁決の存否が前提問題として争われるもの、またはその効力が争われるものである。</u>

(p. 560) **問230** **肢3** 【解説】

とができる <u>とい</u> 仕組み)が採られている場合、行政庁は、処
↓ (訂正)
とができる <u>という</u> 仕組み)が採られている場合、行政庁は、処

(p. 578) **問238** **肢4** 【解説】

認を求める訴訟である(3条5項)。申請を前提と <u>した</u> 規制権限の不行使は、不作為 <u>違法</u> 確認の訴えの対象とならない。
↓ (訂正)

認を求める訴訟である(3条5項)。申請を前提と <u>しない</u> 規制権限の不行使は、不作為 <u>の</u> 違法確認の訴えの対象とならない。
--

(p. 600) **問248** **肢4** 【解説】

4 妥当でない <u>したがって</u> 、国による国民健康保険法上の
↓ (訂正)
4 妥当でない 国による国民健康保険法上の

(p. 624) **問257** **肢5** 【解説】

阪国際空港公害訴訟／最判昭56.12. 26)。
↓ (訂正)
阪国際空港公害訴訟／最判昭56.12. 16)。

(p.1012) **問413 【解説】**

※「解説」の内容が、本文と対応していません。

↓ (訂正)

本問は、土地区画整理事業計画の決定および公告の処分性に関する従来の最高裁判決（高円寺青写真判決／最判昭41.2.23）を変更し、上記計画の決定および公告に処分性を認めた判決（最判平20.9.10）を素材とした問題である。

この判決は、処分性肯定の帰結を導く主な理由づけとして、仮に高円寺青写真判決が採ったような紛争成熟論（土地区画整理事業の段階では訴訟事件として取り上げるに足るだけの事件の成熟性を欠き、当該段階で訴えの提起を認めることは妥当でなく必要性も認められないとする考え方）に依拠すると、後の仮換地指定や換地処分段階で争うことになるが、換地処分がなされた段階における取消訴訟で違法性が認められたとしても「事情判決」がなされる可能性が高いことを挙げている。

「事情判決」とは、処分または裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償または防止の程度および方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分または裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときに、裁判所が請求を棄却する判決をいい（行政事件訴訟法31条1項前段）、当該判決の主文において、処分または裁決が違法であることを宣言しなければならない（31条1項後段）。

以上のとおり、訂正してお詫びいたします。当方の制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部